

地域イントラネット基盤施設整備事業

地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体等を支援。

1 これまでの取組

平成10年度第3次補正予算から地域イントラネット基盤施設整備事業を、平成12年度当初予算から広域的な地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業を実施してきたが、平成14年度から両事業を統合。

2 施策の概要

学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークを整備することにより、電子自治体を推進するとともに、市町村合併の推進等を重点的に支援。

(1) 実施主体 都道府県、市町村、第三セクター及び複数の地方公共団体の連携主体

(2) 補助対象経費 ① 施設・設備費（センター施設、映像ライブラリー装置、送受信装置、構内伝送路、双方向画像伝送装置、伝送施設等）

② 用地取得費・道路費

(3) 補助率 ① 都道府県、市町村単独の場合 及び 都道府県、政令市、中核市から成る連携主体の場合 1 / 3

② ①以外の連携主体、合併市町村（ただし、合併年度及びこれに続く一年度に限る。）の場合 及び 沖縄県、沖縄県内の市町村 1 / 2

③ 第三セクターの場合 1 / 4

(4) その他 ① あらかじめケーブルテレビ（地方公共団体又は第三セクターが運営するものに限る。）への開放を目的とする整備を可能とする。

② あらかじめ高速・超高速インターネットアクセス提供事業への開放を目的とする整備を可能とする。

3 イメージ図

